

2026年度CTC未来財団 奨学生募集要項

1. 本奨学金の趣旨

IT を志す大学生の修学を支援し、分野に限らずデジタル技術を用いて問題解決を図り、社会に貢献できる将来有望な優れた人材の育成に寄与するものです。

2. 本奨学金の特色

- ・この奨学金の返還義務はありません。
- ・奨学生の進路等について本財団は関与いたしません。
- ・他の奨学金制度を既に利用している場合も給付対象とします。

3. 応募資格

以下の①～⑤のすべてに該当する者。

- ① 本財団の奨学金給付対象大学の4年制学部・学科に2026年4月に入学する者
- ② 2026年4月1日時点で年齢20才以下であること。ただし、短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）から大学3年次に編入学する場合は2026年4月1日時点で年齢22才以下であること（編入学は3年次編入のみを対象とする）
- ③ 本財団が別途定める後述の学力基準及び家計基準を満たす、品行方正、学業優秀な者
- ④ 修学状況及び生活状況について適時報告できること
- ⑤ ITを通じて社会に貢献するための勉学に励んでいる学生であること

【重要】応募願書にITに関係する今までの取組みやITを通じて将来実現したいことなどを具体的に記入していただきます。

生成AIを利用した文章での応募はできません。

※応募者の国籍は問いません。但し、日本国籍でない場合、下記以外の方は支給の対象になりません。

在留資格等	提出書類
法定特別永住者	・「住民票」 ※国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの
永住者	
日本人の配偶者	
永住者の配偶者	
定住者	

4. 募集期間

4月8日（水）

2026年3月16日（月）～2026年~~4月22日（水）~~必着

※大学ごとに取り纏めのため、上記の締切日より早い日程が設定されている場合があります。締切日については、各大学窓口にご確認をお願いします。

5. 給付金額／期間／時期

- ① 給付金額：月額60,000円（年額720,000円）
- ② 給付期間：4年間（3年次編入の場合は2年間）いずれも正規の最短修学期間
- ③ 給付時期：3か月毎に給付（詳細は本紙「10. 奨学金の給付」参照）

※ 応募書類の様式等は財団のホームページからダウンロード・確認してください。
→ <https://mirai-zaidan.or.jp/>

6. 採用人数

20名程度

【応募書類提出場所】

7. 応募方法

学生支援課経済支援係（共通教育棟 1階事務室 9番窓口）

大学窓口に以下の書類一式を揃えてご提出ください。

※大学窓口からの応募以外（本人からの郵送、直接の持参等）は受け付けておりません。

※応募は応募資格を持つ本人に限ります。

※「応募書類の手引き」「個人情報取扱規程」を必ずお読みの上ご準備ください。

《応募書類》

- (1) 奨学生願書 (2) 住民票（生計維持者を含む世帯全員）
- (3) 生計維持者全員の所得を証明する書類
- (4) 個人情報取り扱いに関する同意書
- (5) 高等学校等における在学期間の全履修科目の成績証明書（成績の記載のある調査書も可）(6) 大学の在学証明書

8. 選考及び採用の決定

本財団に設置する奨学金選考委員会が選考し、理事会が決定します。

- ① 選考結果は2026年6月初旬に大学宛に通知します。
- ② 選考の経過及び決定の理由については公表いたしません。
- ③ 応募書類に不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ④ 奨学生の決定に至らなかった、あるいは辞退された応募者の提出書類については、1年間保管し、その後、適切に廃棄します。
- ⑤ 応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

9. 選考基準

書類選考により審査します。

① 学力基準

原則として、高等学校等における在学期間の全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上あるいはそれに準ずる成績であること。

② 生計基準

世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

生計維持者（父母、父母がいない場合は代わって生計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおおよ次の金額（税込）以内です。

区分	給与・年金所得者	給与所得者以外
3人世帯	791万円	383万円
4人世帯	847万円	439万円
5人世帯	1,124万円	716万円

※給与・年金所得者：令和7年度所得証明書（令和6年（2024年）分の収入・所得）

※給与所得者以外：確定申告書等の所得金額

※生計維持者の考え方は「応募書類の手引き」資料1をご覧ください。

※所得証明書等の詳細は「応募書類の手引き」**資料2**をご覧ください。

10. 奨学金の給付

初年度は7月/10月/1月、次年度以降は4月/7月/10月/1月に学生本人名義の指定口座への振り込み払いを予定しています。

※学生本人以外の口座の指定は、いかなる理由があっても認めません。

11. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

奨学生が以下に該当するときは、奨学金の給付を休止、停止、打ち切りをすることがあります。

- ① 負傷または疾病などのため履修の見込みがなくなったとき。
- ② 学業成績又は品行が不良となったとき。
- ③ 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- ④ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- ⑤ 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑥ その他奨学生としての資格を失ったとき。
- ⑦ 奨学生としての報告義務を怠ったとき。

12. 個人情報の取り扱いについて

取得した個人情報は、本奨学金事業に係る目的にのみ使用いたします。

13. その他

応募にあたっては、在学校の指示に従ってください。

書類提出の問い合わせは大学窓口にご連絡ください。

※大学窓口ご担当様へ：応募書類は財団が別途ご案内するクラウドストレージ（BOX 利用）でのご提出をお願いいたします。

郵送の場合は、本財団の受取が確認できる追跡サービスのご利用を推奨いたします。

【ご参考】奨学生決定後の手続き

奨学生となった方は、決定通知後、以下の①～③の書類を本財団に提出していただきます。提出期間及び詳細は、決定通知時にご連絡します。

- ① 誓約書
- ② 諸届
- ③ 諸届に記載した奨学金振込口座通帳（銀行名、支店名、口座の種類、口座番号がわかるページ）の写し
- ④ 成績証明書（※毎年度末）
- ⑤ 卒業したことを証する書類（※最終年次）

【問い合わせ先】

山口大学学生支援課経済支援係

TEL : 083-933-5165

E-mail : ga113@yamaguchi-u. ac. jp

以 上

2026年度CTC未来財団 奨学金応募書類の手引き

1. 「奨学生願書」について
【全般】
所定の様式を使用し、必要事項を記入してください（署名欄を除き PC 入力可）。 ※様式は本財団のホームページからダウンロードいただけます。 ※鉛筆、消せるボールペン等は使用しないでください。
【E-mail アドレス】
大学から付与された E-mail アドレスを記入してください。 ※E-mail アドレスがない場合には新規に取得してください。 ※迷惑メール等のフィルタリング設定は解除または @mirai-zaidan.or.jp アドレスからのメールを受信できるように設定してください。
【連絡先（帰省先）】
生計維持者の住所連絡先を記入してください。出願者の現住所と同じ場合は、同上と記入してください。
【学歴・職歴等】
中学校卒業から現在までの学歴を記入してください。 また、職歴（アルバイトを含む）がある場合は併せて記入してください。
【世帯状況】
同一世帯で生計を一にしている方全てを記入してください（父母、祖父母、兄弟姉妹等）。 生計維持者については、必ず収入欄を記入してください。 生計維持者の考え方は、本「応募書類の手引き」 資料1 を確認してください。 ※応募者本人についても記入してください
【他の奨学金の併願・受給状況】
他の奨学金を併願・受給している場合には、「有」を○で囲み、その奨学金の名称・金額及び給付型・貸与型の別を記入してください。無い場合には「無」を○で囲んでください。併願している奨学金については、給付決定時期もあわせて記入してください。
【出願理由】
1:家庭事情、2:自己PR、3:ITを学ぶことで将来何を実現したいかについて、選考にあたり特に知って欲しいことを自由に記入してください（記入欄が足りない場合は別途添付してください）。また、次の（1）～（5）にあてはまる事実がある場合は、その旨の記述を含めるようにしてください。 <ul style="list-style-type: none">（1） 特定科目の成績が著しく優秀である（2） 皆勤賞等の特別な成果を収めている（3） 部活動等で著しい成果を収めている（4） 学外での活動等で著しい成果を収めている（5） 天災や事故により世帯状況に甚だしい打撃を受けている

2. 「住民票」について

同一世帯全員の記載のあるもので、マイナンバーの記載のないものを取得してください。

※市区町村役場発行後 3 か月以内のものを添付してください。

※申請者及び生計維持者を含む世帯全員が記載されたものを添付してください。

※日本国籍を有していない方は、国籍・在留資格・在留期間が記載されている住民票を添付してください。（発行後 3 か月以内のもの）

※本籍の記載は不要です。

3. 「収入を証明する書類」について

生計維持者全員の収入を証明する書類（「課税証明書」・「非課税証明書」・「確定申告書控えの写し」等、公的機関発行の収入を証明できる書類のうち、いずれか一点）を提出してください。「収入を証明する書類」の詳細は、本「応募書類の手引き」[資料2](#)を確認してください。

4. 「個人情報取り扱いに関する同意書」について

本財団の「個人情報取扱規程」を確認した上で、所定の様式に応募者本人が署名してください。

5. 「成績証明書」について

大学入学時または編入時の前年まで在籍していた高等学校等の在学期間の全履修科目の成績証明書を提出してください。

※成績の記載のある調査書も可。

6. 「在学証明書」について

大学が発行する在学証明書を取得してください。

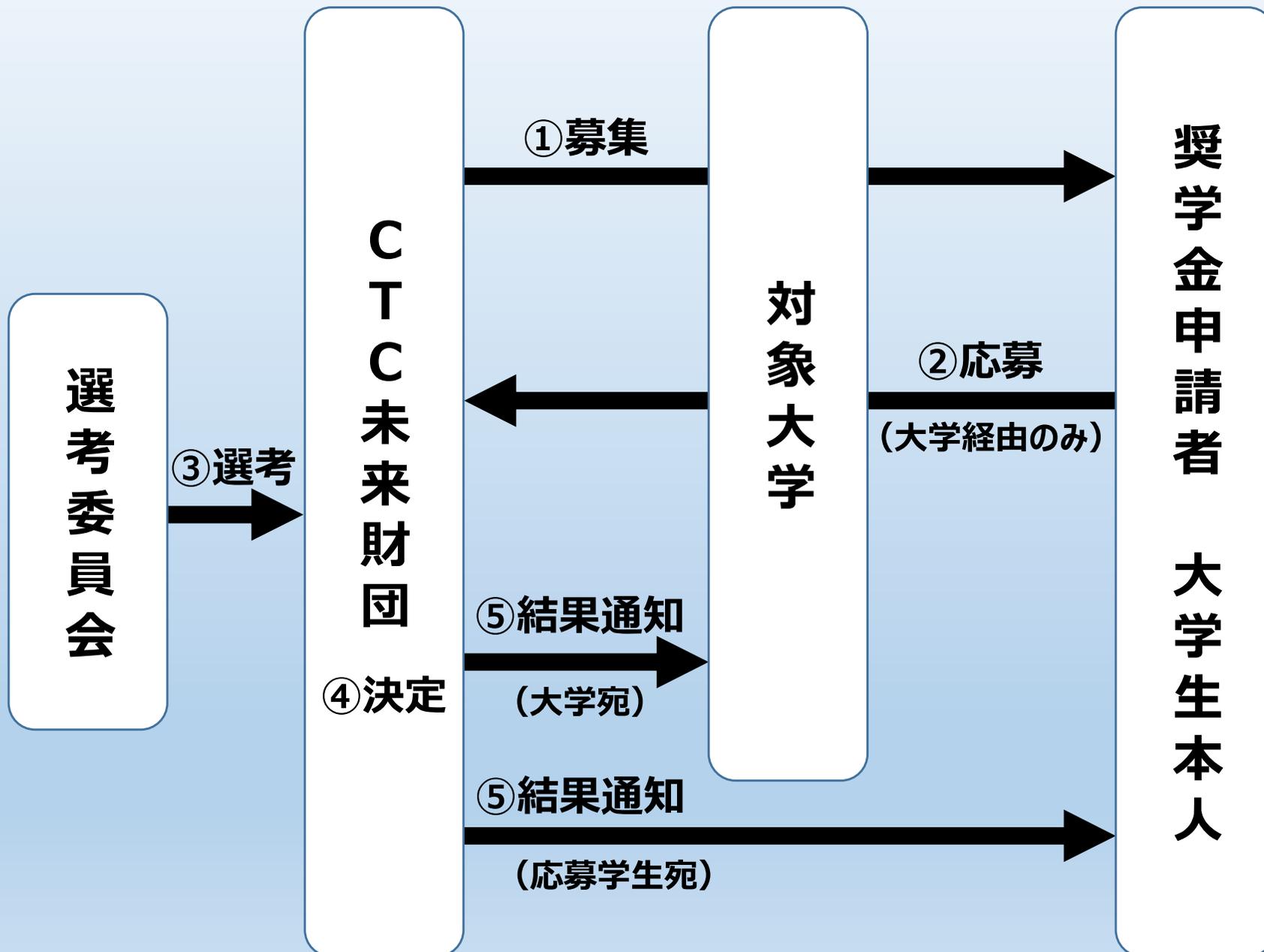
資料 1

父母共にいる場合	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母と同居・別居（一人暮らし） ・ 父母どちらかまたは両方が海外赴任・単身赴任 	父母（2名） ※無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※同居祖父母、兄弟の収入は含みません。
父母が離婚調停中	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が未成年の場合 	父母（2名）※親権者は生計維持者となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が成年の場合 	出願者の生活を支援する父または母（1名）
父母が離婚	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母（いずれか一方）と同居している 	同居する父または母（1名）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が未成年で親権のない父または母と同居 	父母（2名）※親権者は生計維持者となります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が離婚後、再婚している 	父または母と再婚相手（2名） ※事実婚も含みます。
父母どちらかまたは両方と死別、または意識不明	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母と死別（再婚していない） 	父または母（1名）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父または祖母と生活している 	祖父または祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている 	主に支援をしている親族（1名） ※支援者が複数人であっても、主に生計を維持している1名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 父または母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない 	意思疎通できる父または母（1名） ※意思疎通が出来ない場合は生計維持者に含みません。
出願者が生計維持者となる場合 (独立生計者)	生計維持者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（または里親に養育されていた） 	出願者（1名）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者が結婚しており、出願者が配偶者を扶養している 	

資料2

<p>令和7年度の所得証明書 (「課税証明書」・「非課税証明書」・ 「確定申告書控えの写し」等)</p>	<p>*発行場所：市区町村役場（税務署ではありません）</p> <p>*使用目的：給与収入、事業所得、不動産所得等の所得の種類と総額を特定するために使用します。</p> <p>*記載内容：令和7年度所得証明書（令和6年（2024年）分の収入・所得が記載されたもの）を添付してください。給与、年金、営業などの総収入、総所得、配偶者控除、扶養者控除などが記載されていることが必要です。（収入・所得金額の欄が“****”等で目隠しされているものや、課税・非課税のみの証明となっているものは不可とします。）</p> <p>また、無収入や非課税（専業主婦等）の場合でも、収入額が“0”と記載された「最新の非課税証明書」（市区町村役場が発行）を添付してください。</p> <p>*令和6年1月1日～令和6年12月31日の所得</p> <p>*所得金額</p> <p>(例1) 給与収入金額：1,800,000円（こちらを記載） 給与所得：1,080,000円</p> <p>(例2) 事業所得：1,280,000円 (給与収入以外はこちらを記載)</p> <p>(例3) 確定申告書B「収入金額等の欄の給与金額」 給与収入：「給与収入の源泉徴収票の支払金額に該当）を記載 給与収入以外：「所得金額等の欄の給与以外の金額合計」を記載</p> <p>*遺族年金、障害年金は給与以外の収入に含めません。</p> <p>*その他</p> <ul style="list-style-type: none">・父母がいない場合、申請書に記載した未成年後見人の所得証明を提出してください。・「課税証明書」の名称は、市区町村で異なる場合、（例：市民税・県民税証明書）がありますが、所得の種類と金額が記載されている公的証明書であれば、差支えありません。
--	---

公益財団法人CTC未来財団 奨学生決定までの流れ



公益財団法人CTC未来財団 奨学生**決定後**の流れ

